

佐伯市公告第 79 号

令和7年度佐伯市被害調査支援システム整備事業業務委託
プロポーザルの実施について

令和7年度佐伯市被害調査支援システム整備事業業務委託に関するプロポーザルを次の要領において実施するので公告する。

令和7年7月17日

佐伯市長 富高 国子



令和7年度佐伯市被害調査支援システム整備事業業務委託プロポーザル実施要領

1 適用範囲

本実施要領は、「佐伯市被害調査支援システム整備事業委託」（以下、「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するに当たり、必要な事項及び手続等に適用する。

2 業務の目的

この要領は、佐伯市被害調査支援システム整備事業の受託候補者を選定することを目的とする。

3 業務の概要

(1) 委託業務名

佐伯市被害調査支援システム整備事業委託

(2) 業務内容

佐伯市被害調査支援システム整備事業委託仕様書による

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

システム本稼働 令和7年12月

保守業務 令和7年12月から令和8年3月31日まで

※ 2年目以降は単年度ごとの保守委託契約とする。

(4) 履行場所

佐伯市 防災局 防災危機管理課

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号

ほか、受託者の事業所内

(5) 委託限度額（提案上限金額）

提案上限の金額は次のとおりとする。なお、当該金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

ア システム導入及び構築費（イニシャルコスト）

17,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。

※令和8年3月31日までに発生する運用保守・システムサービス利用料等を含む。

※金額を超えた提案は無効とする。

イ 運用保守・システムサービス利用料等（ランニングコスト）

3,287,000円（年額）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※次年度以降の運用保守・システムサービス利用料等については選定の基準額とし、超過したことによる失格の対象とはならない。

4. 事業担当課（提出・問い合わせ先）

佐伯市 防災局 防災危機管理課（担当者 三原・松山）

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号

電話番号：0972-22-4567（直通） F A X 番号：0972-22-3124

E-Mail：bousaika@city.saiki.lg.jp

※ 問合せ及び書類の提出については、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除き午前8時30分から午後5時まで受け付けるものとする。

5 スケジュール

項目	期間または期限
プロポーザル公募開始	令和7年7月17日（木）
参加表明書等の提出期間	令和7年7月17日（木）～7月31日（木）
質問書の受付期間	令和7年7月17日（木）～7月24日（木）
質問書に対する回答	令和7年7月28日（月）
参加資格の通知	令和7年8月8日（金）
提案書等の提出期間	令和7年8月8日（金）～8月20日（水）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年8月26日（火）
審査の結果通知	令和7年9月2日（火）
契約	令和7年9月上旬予定

※この日程は当市の都合により変更する場合がある

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない

6 プロポーザルへの参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。また、参加者は、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成24年佐伯市告示第155号）に規定する有資格者又は規定する有資格者でない者で次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者（提出期限：令和7年7月31日（木）午後5時まで）

①商業登記履歴事項全部証明書

②法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の3）

※滞納がないことが確認できること

③財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

※最新1年分の決算数値がわかるもの

④印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）

⑤誓約書（様式10）

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者又は同条第2項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。

（3）公告日から契約締結までの間のいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成24年告示第163号に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

（4）公告日以前3か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。

ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

（6）本プロポーザルに参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号）第6条第1項に定める暴力団関係者でない者であること。

（7）令和4年4月以降に、国、地方公共団体において、類似業務の開発及び運用・保守業務を受託し、遅滞なく履行した実績を有する者であること。

（8）一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与する「プライバシーマーク」又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証ISO/IEC27001）を取得していること。

7 参加表明書の提出

（1）提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式1） 1部

イ 会社概要（様式2） 1部

ウ 導入システム実績表（様式3） 1部

エ プライバシーマーク又はISMS認証を取得していることを証明する書類 1部

（2）提出場所

本要領「4 事業担当課」

（3）提出期間

令和7年7月31日（木）午後5時まで

（4）提出方法

プロポーザル参加表明書（様式1）、郵送、FAX、電子メール又は持参により提出すること。また、FAX、電子メールで提出する場合は、必ず着信確認の連絡を行い、後日押印したものを郵送すること。また、期限必着のこと。

8 参加資格の通知

令和7年8月8日（金）午後5時までに電子メールにより通知する。また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

9 参加の辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式4）を提出すること。なお、辞退したものは、これを理由として、不利益な扱いは受けないものとする。

10 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

「質問書（様式5）」に必要事項を記入して電子メールに添付し、(5) 提出先メールアドレスに送付すること。電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、送信後は事業担当課に送信確認の電話をすること。

(3) 回答

提出された質問事項に対する回答は、全てを取りまとめた上で、質問者の名前を伏せて佐伯市公式ホームページで公開する。で公表する。ただし、軽微な質問等については、電子メール等にて個別回答する。

(4) 質問回答日

令和7年7月28日（月）午後5時までに公開する。

(5) 提出先メールアドレス

E-Mail : bousaika@city.saiki.lg.jp

11 提案書等の提出

本業務におけるプロポーザルに参加意思表明書を提出した者は、以下のとおり審査に必要な書類（以下、「提出書類」という。）を提出すること。

(1) 提出書類（必須）

提出書類は、次のとおりとする。

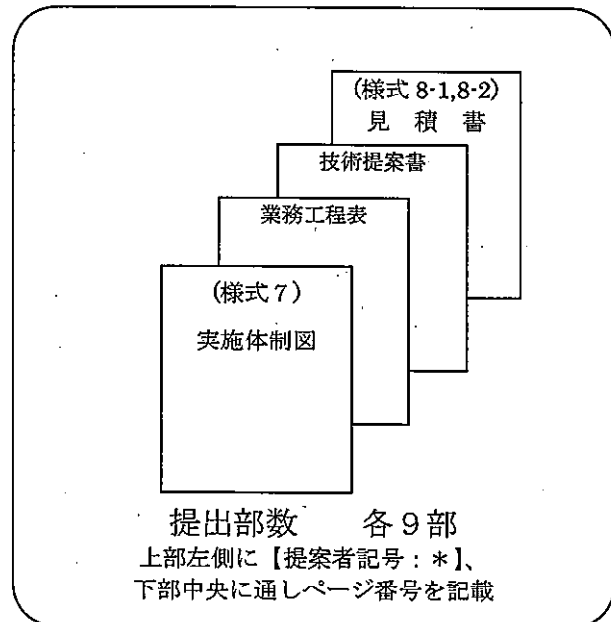
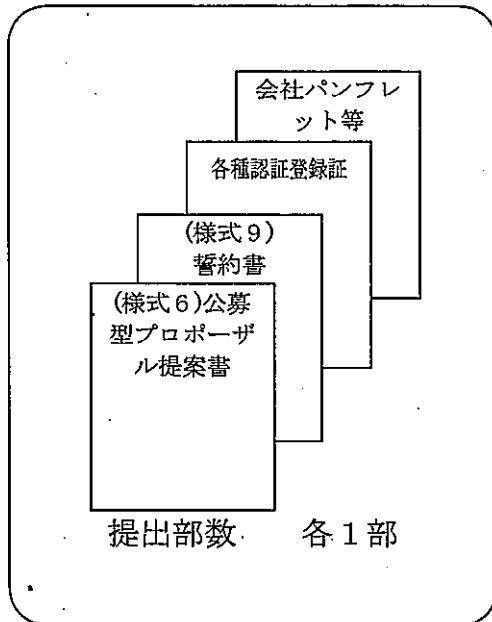
共 通 事 項		
・ 特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きにし、文章は横書きとすること。 ・ 提出書類2～5（体制図、事業工程表、技術提案書及び見積書。確認・証明書類を除く。）は、すべてのページの上部左側に【提案者記号：*】を記載し、通しページ番号を下部中央に記載すること。 ・ 文字サイズは、10ポイント以上とする。文字等の色指定はないものとする。		
・ 公募型プロポーザルの審査に用いるため、指定されたもの以外は事業者名及び押印は行わないこと。また、提出書類2～5には、会社名、ロゴマーク等、事業者名等が判別できる表示は一切しないこと。 ・ 作成にあたっては、「佐伯市被害調査支援システム整備事業委託仕様書」を参考にすること。		
提 出 書 類	注 意 事 項	提出部数

1 公募型プロポーザル提案書	○ 指定様式（様式6） ○ 事業者印及び代表者印を押印したもの	1 部				
2 体制図	○ 指定様式（様式7） ※管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者は、それぞれの役割を兼ねることができないものとする。 ※実績・資格を確認・証明できる書類を添付すること。 ※上記実績に記載した契約について、その業務を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。 件名、契約金額、契約当事社名が記載されている部分だけでよいものとする（契約案件ごとに1部）。	9 部 (確認・証明書類は1部)				
3 事業工程表	○ 任意様式（A3判横置き） ※本業務全体を通じて、作業項目の工程を記載すること。なお、令和7年度については、可能な限り詳細な業務内容を記載すること。	9 部				
4 技術提案書	○ 任意様式（A4判） ※記載内容 次に掲げる事項について記載するものとし、ページ数は30ページ以内とすること。 ① 住家被害認定調査業務に係るシステム ② 被災者生活再建支援業務に係るシステム ③ 上記システムのセキュリティへの取組み ④ その他新たに佐伯市に提案する事項	9 部				
5 見積書	システム導入及び構築費（イニシャルコスト） ○ 指定様式（様式8-1） ※見積書の宛名は「佐伯市長 富高国子」、業務名は「佐伯市被害調査支援システム整備事業委託」とすること。 ※本業務の本体価格（税抜き）、消費税及び地方消費税額並びに合計額（税込み）を記載すること。 また、積算根拠を詳細に示した内訳書を添付すること。 ※本業務に係る見積一式 提案内容をふまえ、令和7年度のシステム導入及び構築費用（イニシャルコスト）及び 令和8年3月31日までに発生する運用保守・システムサービス利用料等を見積ること。 なお、使用する端末台数は以下の数量を想定し必要ライセンス数を見積もること。 <table><tr><td>端末種別</td><td>台数</td></tr><tr><td>罹災証明申請受付端末数</td><td>80台</td></tr></table>	端末種別	台数	罹災証明申請受付端末数	80台	9 部
端末種別	台数					
罹災証明申請受付端末数	80台					

	本業務管理端末数	80台
	タブレット端末数	40台
※災害発生時の想定対応費用見積		
○ 指定様式（様式8-2）		
運用保守・システムサービス利用料等（ランニングコスト）として、災害発生時を想定した対応費用見積を以下の条件で見積ること。なお、使用する端末台数は上段の数量を想定し必要ライセンス数を見積もること。		
	種別	条件
	想定災害種別	南海トラフ巨大地震を想定
	想定住家被害認定調査件数	揺れによる被害想定 全壊14,000棟、半壊9,000棟
	期間	6ヶ月
	班数	40班（1班あたり3名を想定）
	1日1班が調査できる棟数 （1・2次調査共に想定）	（1次調査）20棟 （2次調査）4棟
	その他	職員研修教育費、支援費、追加ライセンスやその他経費が生じる場合は明記すること
※事業費限度額を超える金額は、記載できないものとする（失格とする。）。		
6 誓約書	○ 指定様式による（様式9）。	1部
7 各種認証登録証	○ プライバシーマーク、ISO認証（ISO9001・ISO14001・ISO/IEC27001・ISO/IEC27017）の写し ○ ISMAPクラウドサービスリスト内の登録番号（任意様式）	1部
8 その他	○ 会社概要等のパンフレット	1部

(2) 提出方法

提出書類は、提出部数をまとめて封筒（指定なし）に入れ、事前に電話連絡を行い事業担当課まで持参するか又は書留郵便によること。



(3) 提出期限

令和7年8月20日（水）午後5時まで

※ 期限までに提出がなかった場合は、辞退とみなすものとする。

(4) 留意事項

- ア 提出書類の差し替えは認めない。
- イ 提出書類は非公開とする。
- ウ 提出書類は返却しない。

12 受託候補者の選定

(1) 企画提案書及びプレゼンテーション審査

委員会において、提出された企画提案書一式及びプレゼンテーションについて別紙評価基準表に基づき審査を次のとおり実施（オンラインでの実施は不可）するものとする。ヒアリングに出席しない場合は、採点しない。なお、実施日は、都合により変更される場合があるものとする。

ア 実施日

令和7年8月26日（火）

イ 実施会場

集合時間及び場所等の詳細については、別途連絡するものとする。

ウ 出席者

3人以内とする。管理技術者となる者は、必ず出席すること。

エ 発表時間等

1 社30分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分程度）を行うものとする。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事業担当課へ事前に連絡し、機器は各事業者で用意すること。スクリーン等は、市で準備するものとする。

オ 価格審査

提出された「見積書」について、審査評価項目及び基準に基づき、価格評価点を算出する

カ 注意事項

（ア）プレゼンテーションは事前に提出された資料を基に行うため、追加提案の説明や追加資料の配付は認めないものとする。パソコン、プロジェクター等で説明する場合も、同様とする。

（イ）1社あたりの説明時間は、参加者数によって変更される場合があるものとする。

（2）選定方法

別紙評価基準表に基づき、市職員で構成する選定委員会が企画提案書類、プレゼンテーション、ヒアリングにより提案内容の評価し、評価結果に対する選定委員会の審査を経て、受託候補者を選定する。

選定委員会は、契約上限額の範囲内で、合計評価点が基準（総合点の6割以上）を満たした者の中から、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

選定結果通知は、令和7年9月2日（火）にプレゼンテーションを行った全事業者に電子メールで行う。また、佐伯市ホームページにおいて公表する。

13 契約の締結

12で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

14 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （1）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （2）提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- （3）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （4）選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- （5）その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

15 その他

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 提出書類は、公表しないものとする。ただし、情報公開条例その他関係法令等に基づき、公表する必要があると認める場合はこの限りではない。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をするなどし、失格とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (9) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。